

モバイル音声卸に係る接続による代替性の検証（案）

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「二種指定事業者」という。）が当該第二種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信事業者の電気通信事業の用に供する音声伝送役務（以下「モバイル音声卸」という。）については、「接続料の算定等に関する研究会 第四次報告書」も踏まえ、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」（本年9月25日報道発表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、検証を実施していたところである。

今般、検証の対象となっていた二種指定事業者各社より、モバイル音声卸の代替手段となる接続機能（以下「プレフィックス自動付与機能」という。）が実装された旨の報告があったことから、ガイドラインに基づき、「ステップ1：接続による代替性の検証」を再度実施することとした。この際、プレフィックス自動付与機能に係る電気通信設備の利用形態・利用条件や役務提供範囲についての検証に当たっての考え方は下記のとおりである。

なお、代替性の評価に当たっては、下記に示すa) 及びb) の観点に加え、「c) 指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。」「d) その他接続による代替について考慮すべき事由はあるか。」の観点も含め、総合的に評価を行う。

記

a) 卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か。

- ・代替手段となる接続機能としてプレフィックス自動付与機能を実装している。
- ・接続の設備利用形態は、二種指定事業者のIMSと接続の相手方の音声交換機と接続することになるため、モバイル音声卸の設備利用形態とは異なるものの、設備の利用条件については、接続と卸で課金単位が同様の構成（基本料金＋従量料金）となり、MVNOが二種指定事業者と直接接続協定を結ぶこととなる等、モバイル音声卸に用いられる二種指定事業者設備の利用について一定程度の同等性が確保されていると考えられる。
- ・なお、モバイル音声卸と設備利用形態が同等となる接続形態としては、例えばIMS接続が挙げられる。

b) 卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザに提供可能か。

- ・ 接続では緊急通報等がMVNOにより実質的に提供されないため、接続とモバイル音声卸で提供可能な役務範囲は異なるものの、接続に付随する卸役務として提供する緊急通報等について、コストベースで提供することとしており、実質的に接続でモバイル音声卸の役務と同様の役務を提供することは可能となっている。

以上